

事務所だより2月

2024(R6)

Vo.167

I 一部行政手続で戸籍謄本が不要に

令和元年成立の改正戸籍法には、本籍地の市区町村でなければ戸籍謄本を取得できない等の不便を解消するための新システム構築等が盛り込まれていました。新システムが完成し、令和6年3月から以下の内容が変更になります。

◆新システムによる戸籍謄本に関する変更点

①行政手続における戸籍謄抄本の添付省略が可能に…健康保険の被扶養者認定などの、親子関係や婚姻関係等を確認する手続きでマイナンバーを利用することになり、戸籍抄本の添付省略が可能になります。②戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付省略が可能に…婚姻届や養子縁組届など様々な戸籍の届け出の際に戸籍抄本の提出が不要になる他、戸籍の届出後、電子化される事で、すぐに新しい戸籍抄本の発行が可能になります。③本籍地以外での戸籍謄本発行が可能に…居住地のある市区町村や勤務先の最寄りの市区町村の役場窓口にて自身や家族の戸籍謄本が取得可能になります。また、新たにオンライン手続き用の「戸籍電子証明書」が発行され、パスポートの発給申請時に戸籍証明書等の代わりに利用することができます。「戸籍電子証明書」は今後他の手続きでも利用が拡大される見通しです。

【法務省「戸籍法の一部を改正する法律について」】

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html

II 介護離職、支援制度利用の現状と対策の必要性

東京商工リサーチが2023年8月までの1年間を対象に行った「介護離職に関するアンケート」の結果が公表されましたのでご紹介します。

◆アンケートの結果から、介護離職の現状

アンケートの結果から、対象とする1年間での介護離職が発生した企業は10.1%でその中でも正社員が63.5%を占めていました。一般的には50歳代から親の介護を担う傾向があるため、中堅以上の働き盛りの従業員が介護離職する可能性が高まります。また介護離職をした従業員の半数以上が介護休業や介護休暇を利用していませんでした。仕事と介護の両立支援をマニュアルなどで明文化している企業は50.5%ありましたが、従業員への制度周知や会社からの利用の働きかけが不足しているほか、従業員が周囲に遠慮してしまい、制度が利用できていないというのが現状のようです。2024年の通常国会では、育児・介護休業法の改正が予定されています。従業員への介護に関する情報提供や制度選択の意向確認の義務化などが検討されているほか、休業制度の利用を促すための研修や相談窓口の設置を求めることも議論されるようです。

【東京商工リサーチ「介護離職に関するアンケート」調査】

https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1198090_1527.html

連載コラムNo. 39

遺産相続の方法とは？

遺産相続の手続きを行うにあたって知っておきたいのが、遺産相続の方法についてです。遺産相続の方法には、「単純承認」、「限定承認」、「相続放棄」の3つがあります。今回はこの中でも「単純承認」についてご紹介します。

◆単純承認の概要は？

相続が生じたときに、最も一般的なものが、プラスの財産もマイナスの財産もすべて相続する「単純承認」です。相続の際のプラスの財産には現預金はもちろん、車や宝石などの家庭用財産、知的財産権や慰謝料請求権などがあります。また、マイナスの財産には借金はもちろん、医療費や水道光熱費などの未払経費、未払税金や預り金などがあります。相続が発生した場合、相続人は相続の開始及び自己が相続人であることを知ってから3カ月以内に単純承認・相続放棄・限定承認の中からどれかを選択しなければなりません。（この期間を熟慮期間という）この期間に相続放棄または限定承認がされなかった場合は、単純承認したものとみなされるため、単純承認をするために必要な手続きは特にありません。一方、3カ月の熟慮期間中に、故人の預金から現金を引き出して使うなどの相続財産を故意に消費したり隠したりした場合、相続財産の一部や全部を処分してしまった場合などの一定の行為があった際には、単純承認をしたとみなされ、相続放棄や限定承認を選択することができなくなるので、注意が必要です。



桜事務所LINE公式アカウント

お友達登録して

スタンプ送ってください!!

トークお気軽になんでもお問い合わせください

